

公益法人全国助産師教育協議会 地区長に関する申し合わせ事項

(名称と組織)

第1条 公益法人全国助産師教育協議会は、助産師教育における地区連携の必要性に鑑み、全国7地区の会員の意見を公益事業に反映するために、各地区に1名の地区長をおく。

(地区長の選出と役割)

第2条 地区の正会員は、毎年の総会時に全国7地区の正会員から地区長1名を互選し、理事会の承認を得る。

2. 地区長は各地区の事業活動が円滑に進められるように会員を支援するとともに、地区における会員の意見を集約する。
3. 地区長は、集約した地区の会員の意見を、総括担当地区長を通じて理事会に伝えることができる。

(総括担当地区長の選出と役割)

第3条 総括担当地区長は、毎年の総会時に地区長7名から1名を互選する。

2. 総括担当地区長は、各地区長から地区の事業活動の報告を受け、全国の地区活動の状況を掌握し、書面にて理事会に報告する。
3. 総括担当地区長は、会長が必要と認めた場合には理事会に参加し、各地区から集約した意見を述べることができる。
4. 総括担当地区長以外の地区長は、会長が必要と認める正当な事由がある場合は、理事会に参加することができる。

(地区長会の開催と目的)

第4条 会長の召集により、毎年原則として1月に地区長会を開催する。

2. 地区長会は、地区長7名および事業担当理事で構成する。
3. 地区長会では、主に当該年度の地区事業活動の報告、および次年度の事業計画に関することについて意見交換を行い、次年度事業に可能な限り会員の意見を反映させることを目的とする。
4. 前項の地区事業活動の報告をもって、第3条2項の理事会への地区の事業活動報告に変えることができる。

(その他)

第5条 この申し合わせ事項は、理事会において必要時改正することができる。

(附則) この申し合わせ事項は、平成23年9月19日から実施するものとする。

この申し合わせ事項は、平成24年9月8日から実施するものとする。